

広島税務監督局

可部税務署長殿

税務吏員ノ生活状況三閲スル件

諸物価騰貴ニ依リ税務吏員生活難ノ窮状ニ付テハ、大藏大臣ニ於カレテモ疾ク熟知セラレ、税務官吏一同ノ現状ニ深甚ナル同情ヲ表セラレタルコト、及大臣力襄ニ判任官生活難ニ付同情ヲ寄セラレサルカ如キ新聞記事ノ虚構ナルコトニ付テハ、本月六日付局長内牒税務官吏待遇改善ニ閲シ具陳中ニ於テモ記述セラレタルニ依リ、既ニ了知ノ事ト存居候處、今般右ニ閲シ別紙ノ通大藏大臣秘書官ヨリ依命内牒相成候ニ就テハ、能ク其ノ趣旨ヲ体シ誤解無キ様勉メラルヘシ

右内牒ス

官房職甲第六八八号

大正九年五月五日

大藏大臣秘書官

広島税務監督局長殿

近年諸物価非常ノ昂騰ニ伴ヒ官吏ノ生活、殊ニ俸給所得比較的少ナキ階級ニ在ル官吏ノ生活ニ多大ノ影響ヲ及ホシタルコトハ大臣ノ夙ニ了承セラレ、同情ノ念禁セラレサル所ニ有之モ、財政上諸般ノ関係ハ到底理想的ノ施設ヲ為スヲ得サルモ、深ク此ノ点ニ留意セラレ、常ニ最善ノ方策ヲ講セラレツ、アル次第ニ有之候

頃來新聞、雑誌等ニ散見スルニ、高橋藏相ガ判任官ノ食堂ヲ覗キ思ヒノ外贅沢云々等、其ノ他之ニ類スル牽強付会ノ

記事アリ、右ハ全然事実無根ノ事柄ニ付夫々取消相成居リ候ヘ共、元來新聞雑誌等ノ記事ニハ往々無稽ノ事ヲ捏造シ、或ハ他ニ何等力為ニスル所ノモノアリテ記載スルコトアリ、故ニ此ノ間ノ消息ヲ知悉スルモノハ、早計ニ之ヲ信スルモノ少ナキモ、如何セゾ、一般多數ノ読者中ニハ誤解ヲ来シ、為ニ不知不識輕挙妄動ノ行為ニ出ツルモノ無キトモ限ラレス候間、貴部下各員ハ前記ノ趣旨ヲ体シ宜シク深ク互ニ戒慎シ、秩序ヲ保チテ治績ヲ挙ケルコトニ勉メラル、様御諭告相成度

右依命及内牒候也

129 大正9年6月 法人事務従事員養成講習規程

直第六八九号

大正九年六月十八日

税務署長殿

法人事務従事員養成講習規程、別紙ノ通リ相定候ニ付了知相成度  
右及通牒候也

訓令第一九号

東京税務監督局印

(平4 広島 8)

局中一般

税務署

法人事務従事員養成講習規程、左ノ通り相定ム

大正九年六月十五日

東京税務監督局長 多胡敬三郎

東京税務監督局法人事務従事員養成講習規程

第一条 法人事務従事員養成ノ目的ヲ以テ、隨時ニ當局ニ法人事務ニ關スル講習会ヲ開催ス

第二条 法人事務従事員養成講習会ハ、講習ノ程度ニ応シ之ヲ第一期第二期第三期ノ三種ニ區別ス

第三条 第一期講習ハ法人事務ニ經験乏シキ属又ハ雇員ニシテ、法人事務従事員トシテ適當ト認ムルモノ、内ヨリ選抜シテ之ヲ行ヒ、講習科目ハ簿記、会計学ノ初步、商法、法人所得税営業税実務ノ大要トシ、講習期間ハ七日以上トス

第四条 第二期講習ハ第一期講習ヲ終了シタルモノ、又ハ法人事務ニ經験ヲ有スル属官中ヨリ選抜シテ之ヲ行ヒ、講習科目ハ簿記、会計学ノ詳細、実務取扱方及其ノ論理的研究、経済概念、商法、民法ノ大要トシ、講習期間ハ二週間以上トス

第五条 第三期講習ハ第二期講習ヲ終了セルモノ、及ビ法人事務ニ經験ヲ有スルモノ、内中学校卒業者、若クハ同等以上ノ学力アリト認メタル属官中ヨリ選抜シテ之ヲ行ヒ、講習科目ハ英文簿記、商業英語トシ、講習期間ハ二週間以上トス

第六条 東京市内、市付近及横浜署在勤者ニ對シテハ前各条ノ規定ニ拘ハラス、必要ニ応シ毎週又ハ毎月適當ノ日ヲ

選ヒ講習スルコトアルヘシ、但シ講習科目ハ其ノ時々之ヲ定ム

以上

(昭56 東京 2116)

130 大正9年8月 大蔵省直税事務講習会の開催

大正九年八月二十一日

大阪税務監督局

小浜税務署長殿

大蔵省ニ於テ來ル十月上旬ヨリ約四十日間ノ予定ヲ以テ、各局管内税務官吏中前途有望ノ者約九十名ヲ選定シ、直税事務從事者養成ノ目的ヲ以テ税務講習会開催ノ趣ニシテ、当局管内ヨリ三十七名ヲ選抜推薦スル筈ニ有之候条、左記各項了知ノ上本月末迄ニ必ス本局ニ到達スル様推薦書提出相成度、此段及通牒候也

記

第一 講習科目

- 一 民法大意
- 二 商法大意
- 三 行政法大意
- 四 各国租税制度

五 商業学

六 会計学

七 簿記法

八 所得税実務

九 営業税実務

第二 講習員候補者推薦資格要件

- 一 志操健実ニシテ永ク稅務ニ從事スルノ見込確實ナル者
- 二 直稅事務ニ從事セシムルニ適任ト認ムル者
- 三 年齢三十五歳以下ニシテ身體強壯、現ニ判任七級俸以下ノ俸給ヲ受ケ、判任官トシテ直稅事務ニ満二年以上從事シタル者 但シ年限ノ点ニ於テ本文ニ該当セサルモ、特ニ適任ト認ムル者ハ之ヲ推薦スルモ妨ケナキモ、  
本年ノ講習ハ改正所得稅法ノ主旨ヲ徹底セシムルノ目的ヲ有スルヲ以テ、直稅殊ニ所得稅ノ事務ニ閑シ相当ノ経験アルモノタルコトヲ要ス
- 四 中学校又ハ商業学校ヲ卒業シ、若ハ之ト同等以上ノ學力アリト認ムル者  
但シ、極メテ雋秀ナル人物ニシテ特ニ本講習員ニ適スト認メ、中学三年以上修業又ハ之ト同等ノ學力アリト認ムル者ハ、本文ノ資格ヲ欠ク者ト雖、他ノ要件ニ鑑ミ推薦スルヲ妨ケス（此ノ場合ニハ備考ヲ設ケ特ニ其ノ人物、性行等、其ノ適當ト認メタル事由記載ノコト）
- 五 前年及前々年本省講習員タラサリシ者

第三 候補者選定数

一 候補者三名内外ノ署 東、西、南、北、神戸ノ各署

二 同 二名内外ノ署 玉造、上京、下京ノ各署

三 同 一名内外ノ署 茨木、堺、岸和田、伏見、西宮、伊丹、明石、加古川、姫路、奈良、葛城、吉野、

和歌山、大津、福井、金沢、富山、高岡、出町ノ各署

四 任意ノ署 前記各号以外ノ各署、但シ有無共申報ヲ要ス

第五 本局ニ於テ推薦確定ノ上ハ追テ之ヲ發表ス  
講習員ヲ出セル稅務署ニ対スル臨時増員

都合付ク限り判任官又ハ雇員ノ臨時増員ヲ行ヒ、事務進捗ニ資スル見込

第六 講習員候補者推薦書様式  
〔省 略〕

大正九年九月十七日

大阪稅務監督局印

小浜稅務署長殿

大藏省主催稅務講習会講習員トシテ當局管内ヨリ左記ノ者派遣ノコトニ決定致候条、當該稅務署長ハ左記事項了知ノ上当該講習員ニ対シ、来ル十月十八日午前八時迄ニ会場ニ參集候様出張命令可相成、此段及通牒候也

記

一 筆記用紙  
(講本ヲ交付スル見込ナルモ、特二筆)  
記スル必要アル場合ノ準備トシテ) 及文具ヲ携帶スルコト

二 服装ハ成ヘタ洋服ノコト、但シ和服ノ場合ハ羽織袴着用ノコト

三 会場 東京市麹町区大手町 神田橋稅務署内

四 開催期間、來ル十月十八日ヨリ約四十日間ノ予定

五 講習員ニハ滯在四十日間ノ予定ニテ税務講習会講習員トシテ東京市へ出張ヲ命スルコト

六 講習員中出発前病氣其ノ他ノ事故ニ依リ出張シ難キ場合ハ、署長ヨリ其ノ旨直ニ上申スルコト

七 講習員氏名別紙ノ如シ「省 略」

(平19 金沢 283)

131 大正9年9月 税務官吏整理に付通牒

秘第二八一號

大正九年九月二十一日

熊本税務監督局

税務署長殿

今般税務ノ能率ヲ促進シ、且後進フシテ其進路梗塞ノ虞ナカラシムコトヲ期シ、本省ニ於テ今回整理ノ擧行アル筈ニテ、当局判官以下ニモ多数ヲ此際整理スルコトト相成タルニ付、左記標準ニ拠リ定員ノ二割（端数切捨）ノ見込ヲ以テ、秘密ニ被整理候補者ヲ取調べ、本書到達三日以内ニ提出セラルヘシ  
一 整理ノ方針ハ左記各号ニ該ルモノヲ淘汰スルヲ目的トスルコト  
(イ) 戰時及戰後ニ於テ人縁困難ナル為、已ムヲ得ス採用シタル素質劣等ナル者  
(ロ) 勤務誠実ナラズ、成績不良ナル者

(八) 奉給其技倅ニ伴ハサル者及老齡ニ達シ進取ノ氣象ナキモノ

(二) 前記以外ノ事理ニ因リ特ニ淘汰ノ必要アル者

二 前項淘汰見込人員ハ前項 (イ) (ロ) (ハ) (ニ) ノ該當事項ヲ列記、氏名ノ上ニ表記シ、(ニ) 二対シテハ備考欄ヲ設

ケ其ノ事実ヲ具体的ニ記載スルコト

三 淘汰スヘキ者ニ対シテハ十月十日以後ニ論旨シ、十一月十日迄ニ辞表（病気ヲ理由トシ、診断書ハ税務署服務規

程第二十九条ニ拠ルヲ要ス）ヲ提出シ、十一月中ニ免官スルモノトス（本人恩給年限満了ノ関係アル者ニ限り、

二、三ヶ月間ハ決行猶予ノ筈、猶ホ二、三ヶ月ニテ期間満了セス、一年以内ニ恩給年限ニ達スル者ニハ、特ニ休

職ヲ命セラルニ付、此等ノ関係アル者ハ申報書ニ記載ヲ要ス

四 論旨ニ応シ辞表ヲ提出シタル者ニ対シテハ、改正判任官俸給令ニヨル二級以内ヲ昇給（判任官俸給令ノ制限ニ從

フハ勿論トス）セシムルコト

五 前項ノ者ニ対スル賞与ハ大体六ヶ月乃至三ヶ月程度ノ範囲ニテ支給スル見込ナルコト

六 諭旨ニ応セサル者ニ対シテハ不得已休職ヲ命スルコト、此場合ニ於テハ昇給賞与等ノ恩典ヲ与ヘサルモノトス

七 雇員ニモ一項 (イ) (ロ) (ハ) (ニ) ニ該當ノ者アレハ、前各項ニ準シ約割ノ見込ヲ以テ整理スル筈ニ付、前同様

其氏名申報セラルヘシ

秘第三一八号

大正九年九月二十八日

税務署長殿

熊本税務監督局

今回東京大阪兩稅務監督局ニ於テ、本省普通試験執行ノ旨官報ヲ以テ公告相成候處、右ハ今般稅務吏員中無能又ハ素質不良ナル者ヲ整理シ、其補欠ノ為並今回官制改正ノ結果増員トナリタル為、其補充ノ必要上執行スルコトニ相成候義ト被存候、実ハ両三年以來稅務吏員ノ素質漸ク低下スルノ傾向アリ、執務上誠ニ遺憾ノ次第ナルヲ以テ、時勢ノ進運上是等分子ヲ淘汰排除シ、技能優秀ニシテ而モ人質善良ナルモノヲ採用簡拔シテ、稅務ノ刷新ヲ期スルコト目下ノ急務ニ有之候条、今後人選ノ場合ハ此ノ方針ニ依ルヘク、從テ吏員推薦採用ノ場合ニ於ケル補充者ハ、自然從前ト其選ヲ異ニセザルヘカラサルヲ以テ、此際其署管内ニ於テモ振ツテ応試セシメ、有能者ヲ推舉スル様取計相成可然、右通牒候也

秘第三二三号

大正九年九月三十日

稅務署長殿

熊本稅務監督局

稅務ノ作振ト後進者ヲシテ適所ヲ得セシムルヲ目下ノ喫緊事ト認メ、曩ニ被整理候補者ニ關シ内申相成リ、此ニ依テ比較的能力劣レル者ハ概々物色シ得タル次第ナルモ、尙ホ近來諸報告並ニ調査事項ニシテ、或ハ其ノ肯綮ヲ得サルモノ、或ハ其ノ時機ヲ逸スル者少カラサル傾向アリ、如此ハ主トシテ事務增高ニ歸因スルコトハ考ヘサルニアラサルモ、又有為者ト目セラルル署員中ニモ思想推移ノ影響ニ因ルカ、聊カ事務ニ対スル真率ヲ欠キ、官吏服務ノ關係眞面目ヲ欠キ、所謂忠實誠勤ノ美風ヲ欠クカ如キ風アルカ如シ、是レ前ノ劣能者ト共ニ等シク今日ノ時弊トシテ忽ニ為シ措ク可カラス、勿論有為者ニシテ斯ノ如キハ宜シク指導シテ、徐ロニ其ノ改善ヲ俟ツヘキヲ要旨トナスモ、今日ノ急務ハ其ノ才ハ實ニ惜シムヘシト雖、斷乎其ノ甚シキモノニシテ到底指導ノ見込ナキモノハ之ヲ排除シ、他戒ノ実ヲ収ムル

ノ要アルヤ切ナリトス、従テ各課員中之力該當者アリト認メラルゝ者ハ、更ニ被整理候補者トシテ別ニ内申セラルヘシ

(平5 熊本 32)

132 大正9年9月 稅務官吏増俸に付大藏大臣訓示

内達第七号

部長

秘書係主任

税務署長

税務官吏ノ待遇昂上ニ付テハ、職務ノ性質上及他庁トノ関係上最モ緊要ナリトシ、夙ニ議題トシテ從来幾度力目的ノ  
貫徹ヲ上司ニ迫リタル處ナルガ、今回税務官吏ノ優遇及税務定員ノ増加ニ關スル予算ハ、幸ニ臨時議会ニ於テ成立セ  
ラレ、茲ニ官制ノ改正ヲ見ルニ至リタルハ、洵ニ同慶ニ堪エサル所ナリ、従テ此機會ニ於テ優遇ノ為税務官吏一般ニ  
対シ一齊ニ多額ノ臨時昇級ヲ行フコトヽナリ、本日夫々昇級ヲ發表セリ

今回ノ昇級ハ叙上ノ趣旨ニ依リ臨時且特別ニ税務官吏ニノミ優遇セラレタル義ナルヲ以テ、別紙大藏大臣訓示並主税  
局長通牒ノ主旨ヲ宣明シ、爾今倍々職務ニ精励シ事績ノ挙揚ヲ期スヘキハ勿論、平素儉素ヲ旨シ苟モ浪費ニ走リ、  
生活ノ安定ヲ失フカ如キコトナカランコトヲ期スヘシ

追テ、今回ノ昇級ハ左記ノ趣旨ニ依リタルモノニ付、此ノ旨了知スヘシ

一  
昇級

現級俸

昇給俸

旧一級俸	(現在月俸百五十三円)	改正一級俸 (百六十円)
旧二級俸	(同)	改正二級俸当分月俸百四十円
旧二級俸	(未滿者年)	改正二級俸 (百三十五円)
旧三級俸	(同)	改正二級俸當分月俸百二十五円
旧三級俸	(未滿者年)	改正三級俸 (百八十五円)
旧四級俸	(同)	改正三級俸當分月俸百十円
旧四級俸	(同)	改正四級俸 (百円)
旧五級俸	(同)	改正四級俸 (百円)
旧六級俸	(同)	改正五級俸 (八十五円)
旧七級俸	(同)	改正五級俸 (八十五円)
旧三十七円	(同)	月俸八十円
旧八級俸	(同)	改正六級俸 (七十五円)
旧三十二円	(同)	月俸七十円
旧九級俸	(同)	改正七級俸 (六十五円)
旧二十七円	(同)	改正七級俸 (六十五円)
旧十級俸	(同)	月俸六十円

旧二十二円

(同 四十四円)

改正八級俸 (五十五円)

旧十一級俸

(同 四十円)

改正九級俸 (五十円)

旧十九円九十銭

(同 四十円)

改正九級俸 (五十円)

旧十八円

(同 三十六円)

改正十級俸 (四十五円)

旧十六円

(同 三十二円)

改正十一級俸 (四十円)

二 特別ノ事情アルモノ及成績不良、又ハ勤続年限短少ノ者ハ昇級ヲ行ハス、又ハ昇給額ヲ減ス

三 現級後一年未満ノ五級俸以上ノ者ハ、規定上一年経過セサレハ昇級シ能ハサルニ依リ、次回昇級期ニ於テ漸次昇級ノ見込

四 旧六級俸ノ者ハ旧七級俸ノ者トノ權衡上、此ノ際改正四級俸ト五級俸トノ中間俸給ニ昇級セシメタキモ、斯ノ如クスルニハ一旦五級俸ニ上セ、更ニ中間俸給ニ進メサルヘカラス、然ルニ五級俸以上ニ進ムルニハ在職一年以上ヲ要スルニ依リ、此ノ際ハ不得止改正五級俸ニ昇級セシムルニ止メ、爾後満一年間経過後ニ於テ改正四級俸ニ昇級ノ見込、尚旧九級俸ノ者ニ対スル増俸ハ旧二十七円級ノ者ニ比シ不權衡ノ嫌アルモ、此ノ際ニ於ケル整理上已ムヲ得サルニ依リ、今次昇級ノ場合ニ於テ特ニ之ヲ早メ、旧二十七円級ノ者ト相当間差ヲ設ケルコト

五 旧二十円未満ノ詮衡判任官中、任用後一年未満ノ者ニ付テハ一年経過ヲ待チ第一項ニ準シ昇級ヲ行フ見込

六 今回ノ昇級ハ臨時且特別ノ恩典ナレハ、第二項ノ事情ナキ限り一斉ニ昇級セシメタリ、從テ前回昇級後経過年月ノ長短ニ因リテ生スル不權衡ハ、次回昇級ノ際前回昇級後ノ期間ヲ通算斟酌シテ之ヲ是正スルコト

七 雇員以トニ付テハ乍遺憾増配予算ナキヲ以テ、此際ハ雇員ハ月俸一割以内、傭人ハ五分内外ノ昇級ヲ行ヒ、他日財源ヲ得テ更ニ昇級ヲ行フコトアルヘシ

以 上

大正九年九月三十日

仙台税務監督局長 篠崎 昇國

官房秘令第六七号

大正九年九月二十五日

大蔵大臣子爵 高橋是清

税務監督局長

税務官吏ハ由来能ク其ノ劇務ニ堪ヘ忠順且清廉ナルコトハ其美風ナリト称セラル、然ルニ近時時勢ノ風潮ニ伴ヒ動モスレハ忠順恪勤ノ美風ヲ損シ、或ハ操守ノ堅実ヲ欠キテ不正ノ誘惑ニ陥ルカ如キ者ヲ生スルニ至リタルハ、真ニ憂フヘキノ現象ト謂ハサルヘカラス、之レ其ノ思想弛緩ニ胚胎セルモノニシテ、最モ振肅ヲ要スル緊要事項ナリト認ム、然レトモ亦物価騰貴等ニ基因スル生活ノ不安カ、幾分此等ノ傾向ヲ助長シタルモノアルヘシト認ムルヲ以テ、余ハ夙夜思ヲ茲ニ致シ、官紀ノ振肅ト待遇ノ改善トニ全力ヲ挙ケテ努ムル所アリ、幸ニシテ税務官吏ノ増俸予算ハ国費多端ノ際ニモ拘ラス成立シ、之ト同時ニ其ノ増員及高等官ノ増加ニ閑スル官制ノ發布ヲ見ルニ至リタルハ、税務行政ノ為実ニ欣喜ニ堪ヘサル所ナリトス、此機会ニ於テ税務官吏ハ能ク其ノ趣旨ノ存スル所ヲ了得シ、心神ヲ更新シテ益々精励事ニ当リ、操守ヲ堅実ニシテ清廉ノ美德ヲ固持シ、世人ヲシテ益々其ノ信賴ヲ厚カラシムルト同時ニ、自己ノ威信ヲ發揚スルノ覺悟アルヲ要ス

右ノ如ク待遇ヲ改善シタルニ拘ラス、若シ夫レ将来ニ於テ執務忠実ナラス、又ハ操守堅実ヲ欠クカ如キコトアラハ、

臨機斷然タル処置ヲ執ルヘキヲ以テ、平素深甚ナル注意ヲ払ヒ、爾今一層奮励以テ時勢ノ進運ニ伴フ税務行政ノ發展ニ努力スヘシ

右訓示ス

主秘第二一九号

大正九年九月二十五日

主税局長 松本重威

仙台税務監督局長 篠崎 昇殿

今般税務官吏増俸ニ際シ心得ヘキ要点、別途大臣ヨリ訓示セラレタルニ付テハ、部下一同ヲシテ能ク其ノ趣旨ヲ服膺セシムル様御取計相成度、尚之ニ伴ヒ小官ニ於テ心付ノ各項左ニ申進候

一 今回ノ増俸ハ全ク税務官吏優遇ノ実ヲ挙ケラレタルモノナルヲ以テ、爾今専心其ノ職務ニ従事シ、苟モ外界ニ於ケル一時の優遇等ニ惑ヒテ其進退ヲ輕ンシ、後日ノ悔ヲ遺スコトナキ様注意セシムルコト

二 税務官厅ノ事務繁劇ナルハ一般ニ認メラル所ニシテ、夜勤廢休ヲ以テスルモ尚足ラサルノ状態ナルカ故ニ、在職官吏ノ勞苦ハ勿論新規求職者モハ多少躊躇スルノ傾向ナキヲ保セス、然ルニ今回幸ニシテ定員増加セラレタルヲ以テ、之ヲ機会トシ一般ニ執務方法ヲ改善シテ処務ヲ簡捷ナラシメ、殊ニ執務時間内ニハ極メテ其ノ精神ヲ緊張シ、寸刻モ惜ミテ充分ナル活動ヲ為シ、比較的短時間ニ多量ノ事務ヲ措弁セシムルト同時ニ、特ニ事務輻輳ノ場合ノ外ハ成ルヘク廢休夜勤ヲ廃止シ、以テ税務官署ハ無休暇官序ナリト認ムル如キ觀念ヲ去ラシメ、税務官吏ノ休養ト修養トノ時間ヲ与フルコトヲ要ス、尚右ニ付テハ部局長ヲ首トシ出勤時刻ヲ励行スルコト

三 近時一般ニ税務官吏ノ氣風沈滯シ、動モスレハ保守退黽ニ陥ルノ傾向アルカ如シ、宜シク活動進取ノ精神ヲ鼓舞シ、研究向上ノ元気ヲ作興セシムルコト

四 税務官吏其ノ職務ヲ執行スルニ当リ、動モスレハ威圧驕傲ニ流ル、モノナキヲ保セス、斯クノ如キハ却テ輕侮ヲ招ク所以ナルヲ以テ、常ニ謙讓ノ態度ヲ失ハス、外謙抑ニシテ内毅然タル所アラシムルヲ要ス

五 物価ノ騰貴ニ伴ヒ生活ノ困難ヲ感シツ、アル折柄、其ノ服装等ヲ顧慮スル能ハサルハ、亦已ムルヲ得サルヘシト雖、其ノ服装甚シク粗野ナルトキハ動モスレハ官吏ノ威信ヲ傷ツクルコトナシトセス、今回下級間税官吏ニ対シテ年々一定被服料ノ補給ヲ為スコトニ至リシモ、此ノ趣旨ヨリ出デタルモノナルニ付、成ルヘク一般ニ其ノ服装ニ注意セシムルコト

右及通牒候也

### 133 大正9年10月 局長会議における大蔵大臣訓示

高橋「是清」大蔵大臣訓示（大正九年十月十一日 税務監督局長会議ニ於テ）

本日ヨリ税務監督局長会議ヲ開クコトトナリマシタニ付テ一言所思ヲ述ヘヤウト思ヒマス

從來税務監督局長会議ハ毎年春季ニ開クヲ例ト致シテ居リマシタカラ、本年ハ通常議会ハ解散セラレ臨時議会ニ再ヒ増税案ヲ提出スル積テアリマシタカラ、此等ノ法律公布ノ後ニ於テ監督局長会議ヲ開ク方却テ便利ナリト認メ、秋季ニ至リ之ヲ開クコトトナシタル次第テアリマス

（平18 仙台 8・1）

サテ臨時議会ニ於テ協賛ヲ経タル増税收入ハ何レモ国防充実費ニ供スルモノニアリマシテ、財政上頗ル重要ナル財源ニアリマス、之ハ即チ所得税ト酒税アリマシテ、酒税ノ改正ニ付テハ大体其ノ税率ヲ引上ケタルニ過キマセンカ、所得ニ付テハ殆ト根本的ノ改正ヲ加ヘタ次第テアリマス、一体從来ノ所得税ハ法人ト個人トノ間ニ於テ、又個人ノ受クル法人ノ配当ト普通所得トノ間ニ於テ、其ノ負担力頗ル權衡ヲ得サルモノアリマシタ故ニ、今回増税ヲナスニ付テハ先以テ此等ノ基本ヲ改正スルノ要アルノミナラス、尚大所得者ト小所得者トノ負担割合ヲ改善スルコトモ、亦日下ノ時勢ニ於テ最モ必要ナリト認メマシタ、大体此等ノ方針ニ依リテ改正ヲ加ヘタ次第テアリマシテ、其ノ詳細ハ之ヲ略シマスカ、要スルニ今回ノ改正ハ増税ノ目的ヲ達スルト同時ニ負担ノ權衡ヲ得ルニ努メタル次第テアリマス、右ノ如ク今回ノ所得税改正ハ主義トシテ確ニ一段ノ進歩ヲ加ヘタモノト認メマスカ、之ト同時ニ其ノ執行ハ非常ニ複雑トナリ、頗ル手数ノ掛ルコトナリマシタ、之ニ付テハ相当定員モ増スコトニ致シマシタカ、愈々実行スル上ニ於テ從事吏員ノ労苦ハ実ニ察スルニ余リアル次第テアリマス、去リナカラ申ス迄モナク仮令法律ハ能ク出来テ居ツテモ、其ノ執行方法宜シキヲ得スンハ到底其ノ目的ヲ達スルコトハ出来マセンカラ、諸君ハ今回ノ會議ニ於テハ勿論、今後ト雖十分ニ調査研究シ、能ク部下ヲ指導シテ「満ナル執行ト完全ナル結果ヲ挙ケラレンコトヲ希望スル次第テアリマス、尚又其ノ執行上不備欠点等ヲ氣付カレタル場合ニ於テハ、隨時其ノ改良意見ヲ提出セラレント望ミマス

次ニ本年ノ經濟界ハ戰時ノ反動トシテ其影響ヲ受ケテ居リマス、何レ早晚安定スルコトトハ認メマスカ、兎ニ角本年ノ如キ年柄ニ在リテハ、徵稅ニ於テモ之ニ適応スル様相當心掛ケネハナリマゼン、此点ニ付テハ曩ニ主税局長ヨリ夫々注意ヲ与ヘシメ、又各局ノ直税部長會議ヲ開テ指示セシメマシタカラ、各局トモ適実ナル執行ヲ為シタルモノト認メマス、尚今後財界安定スレハ又其レ相当ニ適切ナル課稅ヲ為スコトニ十分注意ヲ要スル次第テアリマス

世間ニ於テハ動モスレハ租稅收入ノ実蹟ハ予算ニ超過スルノ事實ヲ見テ所謂苛斂誅求ナリトシ、又ハ稅務官吏ハ多額

ノ租税ヲ査定スレハ上司ヨリ賞讃セラルモノナリト言フ者モアリマス、此等ハ大ナル誤解ナルコトハ今更申スノ必  
要モアリマセンカ、仮令一部ノ者ニテモ斯ル想像ヲ為スモノアルハ遺憾ニ堪ヘマゼン、而シテ税務官吏ニ対スル世間  
ノ誤解ハ納税者ニ接触シタル際ニ於ケル言語拳動等ヨリ生スルコト極メテ多キ次第故、苟モ納税者ニ接渉スルニ当リ  
テハ其言語ヲ慎ミ務メテ丁寧懇切ヲ旨トナシ、同時ニ徵税上掛引キニ類スル手段ヲ避クル様、特ニ注意ヲ望ム次第テ  
アリマス

税務行政ハ年ヲ追フテ複雑トナリ、従テ従事史員ノ劳苦モ亦多キヲ加ヘタルコトヲ認メマシタカラ、今般税務官吏ノ  
俸給予算モ一般ニ増加シ又定員モ若干増加スルコトトシ、既ニ実行シタルコトハ諸君ノ御承知ノ通リテアリマス、此  
ノ機会ニ於テ従事史員ノ心得ヘキ大綱ハ私ヨリ、又細目ノコトハ主税局長ヨリ夫々示シテアリマスカラ、再ヒ之ヲ繰  
返シマセンカ、此際右趣旨ニ依リテ従事史員一般ノ氣風ヲ刷新シ、税務執行ノ円満且完全ナル執行ヲ遂ケラレンコト  
ヲ望ム次第テアリマス

134 大正10年7月 大藏省直税事務講習会の開催

大正十年七月二十六日

大阪税務監督局印

小浜税務署長殿

大藏省ニ於テ來ル九月中旬ヨリ約四十日間ノ予定ヲ以テ、各局管内税務官吏中前途有望ノ者約百名ヲ選定シ、直税事

(平12 札幌 342 - 13)

務從事者養成ノ目的ヲ以テ稅務講習会開催ノ趣ニシテ、當局管内ヨリ講習員候補者二十名ヲ選抜推薦スル筈ニ有之候条、左記各項了知ノ上、來ル八月三日迄ニ必ス本局ニ到達スル様推薦書提出相成度、此段及通牒候也。

## 記

### 第一 講習科目

- 一 民法大意
- 二 商法大意
- 三 行政法大意
- 四 各国租稅制度
- 五 商業學
- 六 會計學
- 七 簿記法
- 八 所得稅実務
- 九 営業稅實務

### 第二 講習員候補者推薦要件

- 一 志操健実ニシテ永ク稅務ニ從事スルノ見込確実ナル者
- 二 直稅事務ニ從事セシムルニ適任ト認ムル者
- 三 年齢三十五歳以下ニシテ身體強壯、現ニ判任七級俸以下ノ俸給ヲ受ケ、判任官トシテ直稅事務ニ滿二年以上從事シタル者

但シ、年限ノ点ニ於テ本文ニ該当セサルモ、特ニ適當ト認ムル者ハ之ヲ推薦スルモ妨ナシ

- 四 中学校又ハ商業學校ヲ卒業シ、若ハ之ト同等以上ノ学力アリト認ムル者、但シ極メテ俊秀ナル人物ニシテ特ニ本講習員ニ適スト認ムルモノニシテ、中学三年以上修業又ハ之ト同等ノ学力アリト認ムル者ハ、本文ノ資格ヲ欠ク者ト雖、他ノ要件ニ鑑ミ推薦スルヲ妨ケス（此ノ場合ニハ備考ヲ設ケ特ニ人物性行等、其ノ適當ト認メタル事由記載ノコト）
- 五 本省講習並本省講習ト略同程度ノ監督局主催ノ講習ノ受講者タラサリシ者

### 第三 候補者選定數

一 候補者式名ノ署 東、西、南、北、神戸ノ各署

二 候補者菴名ノ署 玉造、岸和田、富田林、住道、上京、園部、峰山、社、姫路、龍野、上郡、豊岡、洲本、

三輪、葛城、和歌山、粉河、新宮、八幡、彦根、長浜、武生、小松、松任、七尾、輪島、魚津、出町ノ各署

三 任意ノ署 前記各号以外ノ各署

但シ有無共申報ヲ要ス

以上ノ候補者選定数ハ、既ニ本省講習ヲ受ケタル者配置シアル署ニ対シテハ、之ヲ斟酌シテ任意トセシモノアリ

第四 本局ニ於テ推薦確定ノ上ハ追テ之ヲ発表ス

第五 講習員候補者推薦書様式 「省 略」

大正十年八月二十八日

小浜税務署長殿

大阪税務監督局

大蔵省主催税務講習会講習員トシテ当局管内ヨリ左記ノ者派遣ノコトニ決定致候条、当該税務署長ハ左記事項了知ノ上當該講習員ニ対シ、来ル九月十七日午前八時迄ニ会場ニ参集候様出張命令相成度、此段及通牒候也

記

一 筆記用紙 (譲本ヲ交付スル見込ナルモ、  
スル必要アル場合ノ準備トシテ) 及文具ヲ携帶スルコト

二 服装ハ成ルヘク洋服ノコト、但シ和服ノ場合ハ羽織袴着用ノコト

- 三 会場 東京市麹町区大手町 東京税務監督局内  
四 会期 来ル九月十七日ヨリ約四十日間ノ予定  
五 講習員三ハ滯在四十日間ノ予定ニテ、税務講習会講習員トシテ東京市へ出張ヲ命スルコト  
六 講習員中出発前病氣其ノ他ノ事故ニ依リ出張シ難キ場合ハ、署長ヨリ其ノ旨直ニ上申スルコト  
七 講習員氏名左ノ如シ〔省略〕

135 大正10年10月 税務署復活の要否調

大正十年十月十一日

即日執行

署長宛

局長宛

署長(印)

按

客月二十日付之税務署復活ノ要否ニ關シ、御内牒ニ基キ別紙意見並ニ其ノ他取調  
右内申候也

意見

富山県下西砺波郡ヲ管轄セシ石動税務署及東砺波郡ヲ管轄セシ井波税務署ハ、去ル明治四十二年十一月官制改正ノ結

(平19 金沢 279)

果廃止トナリ、出町税務署ヲ新設セラレタルモノナルカ、(一) 面積西砺波郡(石動署)ハ二十八方里、東砺波郡(井波署)ハ四十方里ニシテ、何レモ人口並ニ課税物件少ナカラスト雖トモ、地勢概ニ平坦ニシテ交通利便ナルノミナラス、(二) 廃止税務署所在地タリシ西砺波郡石動町及東砺波郡井波町ト現税務署所在地出町トノ距離ハ、前者ハ陸路二里十一町、後者ハ鉄路六哩五分ニ過キス、従ツテ別ニ不便ヲ感セス、而カモ出町ハ両郡ノ中央ニ存在シ、郡役所、区裁判所、警察署ノ官衙ヲ為シ、之ヲ全般ノ町村ヨリ見ハ寧ロ廢合ノ結果ハ利便ヲ感シアルモノ、如ク、廢合後又復活動ヲ試ミタルモノナシ

右事由ニ依リ復活ノ要ナシト認ム

出町税務署管内面積戸数人口税額其他調

出町署	現税務署名	旧税務署	管轄区域	面積			
				市町村數	戸數	人口	直接税
合計	井波署	石動署	東砺波郡	四〇、七四	三九一五、六三一	八一、六五四	直税
			西砺波郡	二八、三〇	四三一六、四八六	八八、八五六	調定額
六九、〇四					五〇〇、九四一	七四三、二七〇	九年度中
八一、三二、一七					一三六〇、二八六	五・三、七六二	九年度中
一七〇、五一〇					七八八	八九九	九年度中
一、一、四四、二二一					八九七	八九九	九年度中
一八七四、〇四八					七八八	七七八	九年度中
一、六七七					五八八	五八八	九年度中
一、四八五					八九七	八九七	九年度中

出町税務署管内大正九年度国税調定済額税別表

現稅務署 署名	出町税 署名	管轄区域	地租	第一種	第二種	第三種	營業稅	相繼稅	營業稅	酒稅	醸油稅	織物消費稅	砂糖消費稅	其ノ他	合計
合計	井波署 東砺波郡	二二九、二七八	二十四、一三八	一、七五六	七一、七二四	八〇、七二四	九、五六四	三三七、四一二	五、五〇四	二九三、一二一	六、九九	三〇一、六九八	一	七七、五五二	一一五七、〇三一
石動署 西砺波郡	二七七、五六〇	二二九、二七八	一三、八八八	三、〇〇七八	三六、七三一	七一、四二五	七九九	一九三、一二一	六、一二	六、五八〇	一	九七、八六四	一	八六一、一二七	一一一、八一五九
四五六、八三八	四五六、二二六	一四、七九四	一三五、五五五	二二一、四五六	一六、九八九	六、三〇三	七九九	二二、一四〇	三六二、二七八	二二、一四〇	一	一	一	一	一一一、八一五九
四五六、八三八	四五六、二二六	一四、七九四	一三五、五五五	二二一、四五六	一六、九八九	六、三〇三	七九九	二二、一四〇	三六二、二七八	二二、一四〇	一	一	一	一	一一一、八一五九

大正十年九月二十日

大阪税務監督局長 楠 正篤

出町税務署長殿

本年度三於ア税務署ノ新設又ハ復活セラレタルモノ七ヶ署有之候三付テハ、今後税務署復活ノ請願ヲナスモノ漸次増加スヘク被察候趣ヲ以テ、其筋ヨリ明治三十七年、同四十二年及大正二年ノ行政整理ノ際廢止セラレタル税務署復旧ノ要否、左記各項ニ依リ内密調査方通牒有之候条、右ニ依リ調査シ、来ル十月末日限り内報相成度

一 税務署復活ニ関スル其署ノ意見（別紙第一号様式）

二 面積、戸数、人口、税額其他調（別紙第二号様式）

三 大正九年度租税歳入調定額税別表（別紙第三号様式）

四 現稅務署管轄略図（別紙第四号式）ニ依リ、用紙ハ美濃全紙ヲ用ヰ通フ調製スルコト  
右及内牒候也

追テ、本件調査ヲナスモ税務署ノ復旧ハ予算ノ関係上実現困難ナル趣ニ候条、予メ御含置相成度申添候也

〔第一号～第四号様式は略〕

(平19 金沢 498)

## 136 大正10年10月 職員身上調査の件

内訓第一一號

税務署長

由來税務官吏ハ清廉純潔ヲ以テ其ノ跨トナシ來リタル所ナルカ、近時非行其他汚職ノ行為發生スルコトアルハ深ク遺憾トスル所ナリ、是レ畢竟其ノ一面ハ財ヲ重ンスル時代ノ反映ナルヤ論ヲ俟タスト雖モ、一面ニ於テハ当局者ノ修養并ニ監督其ノ宜キヲ得サルノ議ヲ免レサル所ナリ、是ヲ以テ官紀ヲ肅正シ其ノ非ナルモノハ之レヲ廓清シ、是ナルモノハ之レヲ長養シ、税界ノ神聖ヲ保維スルハ目下ノ急務ナルヲ以テ、署長ハ克ク身ヲ以テ部下ヲ率ヰテ範ヲ示シ、内務ニ外務ニ事ノ未発ト既発トヲ問ハス適當ナル処置ヲ施シ、官紀弛緩ノ風氣ニ感心セシメサルコトニ配意セラルヘク、左記事項ハ夫レ夫レ実踐励行シ、尙ホ職員ノ性格素行其ノ他ニ閥シテハ、機密事務規程第十条ニ拠ル性行調査表アリト雖モ、今日実況ニ照ラシ以上ノ目的ノ為ニ詳細尽シ置ク必要アルニ付、幾分重複ノ嫌ナキ能ハサルモ、此ノ際新ニ別表ニ付現時ノ状況詳細調査ヲ遂ケ、之ニ該当スル者アラハ來ル十一月末迄ニ申報スヘク、尙ホ又爾後之ニ該当スル者ラ發見シ、又報告済事項ニ変更アリタル場合ハ其ノ時々報告スヘシ

- (1) 署員カ納稅者ニ直接スルニ當テハ、收入官吏章、滯納処分票、検査章ハ自ラ進ンテ之レヲ納稅者ニ開示シ、以

テ其身分ヲ知ラシムルコト

- (2) 納税者ヨリ財物ヲ提供シ又ハ申出テタルトキハ、直ニ局ニ稟議ノ上之レヲ告発スルノ方針ヲ採リ、單ニ其ノ不心得ヲ懇諭スルニ止ムヘカラサルコト
- (3) 減損更訂、誤謬訂正、審査請求、徵収猶予、公壳処分、免税処分ノ決定又ハ滞納処分ノ引継、引受拒絶ニ付テハ、署長ハ當該納税者金額物件ノ価格又ハ処分ノ方法等ニ関シ、納税者ノ請託ヲ受ケ又ハ通謀スル等不正行為ノ有無ニ關シ特ニ注意ヲ払フヘキコト
- (4) 署長ハ常ニ署員ノ生計振、勤怠ノ状況、素行ニ注意ヲ払フト同時ニ、外部納税者力署又ハ署員ニ対スル行動ヲモ注視シ、苟モ異状アルトキハ取調ヲ忽緒ニスヘカラサルコト
- (5) 署員ノ行動ニ付テハ、署長ハ書面電話又ハ口頭ヲ以テ、納税者ニ出張員ノ發着、執務ノ状況、納税者ニ税金納否ノ既済未済等（例へハ督促ヲ兼ネテ）ニ付、隨時回答ヲ求ムルコト
- (6) 現金出納事務取締ニ付テハ、大正六年九月十九日通牒ノ主税局長往第八九九四号及同年十一月当局訓令第三十  
六号ノ励行ヲ期スルコト
- (7) 署長ハ常ニ署員ノ事務成績ニ付キ隨時批判ヲ試ミ、成績優良ナルモノニツイテハ之ヲ評賞シ、不良ノモノニ付イテハ之ヲ善導シ、趣味ヲ以テ職務ヲ執ラシムルコトニ勤ムヘク、殊ニ直税事務ノ戸順調査、各種ノ転記又ハ算数事務及納税督励ノ如キ、多数ノ職員力同種ノ事務ニ付キ各自ノ分担範囲ヲ定メラル、場合ノ如キハ、其成績ノ良否ヲ批評スルコトヲ等閑ニ付セサルコト
- (8) 宿直ノ取締ハ隨時署長自ラ取締ヲ執行スルコト
- (9) 印紙、切手ノ受扱並ニ貼用剥奪及納税済証印、其他金庫在中ノモノニ付テハ、署長ニ於テ隨時ニ点検覆審ヲナ

スコト

(10) 書留郵便及本局ヨリノ信書ハ、万止ムヲ得サルノ外必ス署長自ラ開披スルコトトシ、尙ホ一定ノ書留簿ヲ備ヘ  
処理ノ手続ヲ明瞭ナラシムルコト

大正十年十月二十六日

熊本稅務監督局長 蓮見義隆印

〔職員身上調書様式は略〕

記載例説明

- 署員ノ品性素行及執務振ニ付注意ヲ要スヘキ事項ハ、左ノ諸項ニ依テ監督上ノ意見ヲ表示スルモノトス
- (一) 模範 品性操行端正誠直温良ニシテ署員ノ模範トナルヘキモノ
- (二) 不品行 酒色ヲ好ミ素行修マラス、又ハ家庭ノ風波絶ヘス、其他操行上ニ欠点アルモノ
- (三) 薰弱 身体羸弱多病又ハ病憊ニシテ職務ニ堪ヘサルモノ
- (四) 亂秩 忠実ヲ欠キ平素業務ニ親マス、上下長幼ノ序ヲ守ラス、同僚ト相容レス、又ハ同県人ノ結合ヲ図リ党  
同伐異ヲ事トシ、又ハ常ニ不平不満ヲ洩シ、其ノ他署内ノ秩序ヲ紊ス虞レアル者
- (五) 華美 不相応ナル生活ヲ為シ、又ハ華美ニ過クル嫌アル者
- (六) 狹昵 外部納稅者ニ猥リニ狎昵シ不正ノ誘惑ニ陥リ易キ觀アル者
- (七) 欠格 言語応対容儀風采等著シク常人ト異リ、稅務官吏トシテノ体面ヲ維持シ難キモノ
- (八) 不適任 懶惰又ハ才能劣等ニシテ成績向上セス、因ツテ本人ノ反省ヲ促シ、又ハ相当ノ処置ヲ要スト認ムルモノ

- (九) 作為 欠勤又ハ早退遅参ナルニ拘ハラス、故意ニ之ヲ免レムトシテ出勤簿ヲ作為シ、又ハ出張命令簿ニ依ラ  
サル出張ヲ為セルモノ
- (十) 宿直違背 宿直日直ニ当リ其ノ任務ニ違背シタル行為アリタルモノ
- (十一) 非行 署内ニ於ケル財物盜取等ノ非行アリタルモノ
- (十二) 生計 負債ヲ生シ又ハ負債ナキモ生計困難ニシテ、都市在勤ヨリモ地方在勤ヲ適當ト認ムルモノ
- 備考

- (一) 前各項又ハ正確ニ之ニ該当セサル者ト雖モ、監督上必要ト認ムル者ニ付イテハ、此ノ例ニ準シ詳細ヲ備考欄  
二説明スルコト
- (二) 同一人ニシテ両項ニ該当スルモノハ、便宜其ノ中ノ主タル一項ニ纏メ備考欄ニ詳記スルコト
- (三) 署員ニ対スル外部監督又ハ内部監督ニ於テ覺知シタル事項ハ、可賞事項タルヤ可罰事項タルトヲ問ハス備考  
欄ニ詳記スヘキモノトス
- (四) 本報告ハ判任官ト雇員トニ区分シ申報スルモノトス

### 137 大正10年12月 間税課長會議における局長訓達

大正十年十二月二日 間税課長會議ニ於ケル局長「名古屋税務監督局長篠崎昇」訓達要旨  
爰ニ本月初メテ間税課長會議ヲ開催シ、間税事務刷新上ニ関シ平素ノ所懷ヲ訓達シ、併テ諸君ト俱ニ研究討議スルノ

機会ヲ得タルハ余ノ満足トスル所ナリ。元來間税課長ノ招集ハ年度当初ノ事業計画ニ於テハ、経費ノ分配上之ヲ预定スルコト能ハス、機ヲ見テ之ヲ美行セントスルノ冀望ヲ懷キタルニ過キサリシカ、本酒造季節ノ首ニ膺リ、俄カニ課長會議ヲ開催スルニ至リシ所以ノモノ、余カ着任後過去一年間ノ経験ニ鑑ミ間税事務執行上一大革新ヲ要スルモノアルヲ發見シタレハナリ。請フ余ヲシテ間税事務執行上三於ケル平素ノ所懷ト間税事務刷新ニ関スル抱負ヲ説カシメヨ。

### 一 時代ノ弊風矯正

歐州大戰後世界人心ノ動搖ト共ニ我國民ノ思想亦著シキ変化ヲ來シ、動モスレハ秩序ヲ破壊シ法令ヲ無視シ、労資相闘キ主従其ノ居ヲ転セントスルノ惡思潮ハ隨時隨所ニ磅礴シ、利己的主我的の思潮ノ瀰漫ト共ニ至誠殉忠ノ国民的良習ハ漸ク其ノ根蒂ヲ覆サントスルノ傾向ヲ生シ、國家国民ニ忠良ナルヘキ吏僚亦生計難ヲ懇ヘテ忠誠奉公ノ念漸ク薄ラキ來リタルノ観ナキニ非ス。時代思潮ノ赴ク所一概ニ之ヲ排斥シ去ルヘカラスト雖、國家ノ官吏タル者ハ須ラク其ノ善惡ヲ甄別シ徒ラニ惡思潮ニ捕ハル、コトナク、古來ノ美風ハ毅然トシテ之ヲ長養セサルヘカラス。就中稅務官吏ハ夙ニ忠順恪勤万苦ヲ忍ヒ清廉堅実劇務ト戰ヒ、一般官吏ノ模範ト称セラレシモノ、世ノ惡風ニ感染シ百年ノ清節ヲ一朝ニシテ挫折セシムルカ如キハ、洵ニ浩嘆ニ勝ヘサル所ナリ、宜シク分ヲ守リ職ニ安ンシ僚友相戒メ忠實力行以テ奉仕ノ至誠ヲ輸スヘシ。

### 二 間税方針

間税事務執行ニ關スル方針ハ、客歲署長會議ノ際夙ニ内外ニ宣明スルトコロ、諸君ハ既ニ業ニ之ヲ諒知スル所ナルヘキモ、要スルニ正業者ヲ保護シ不正業者ヲ膺懲シ課稅ノ衡平ヲ期セムトスルニ在リ。課稅物件ニ對スル各種ノ検査監督ノ手続ハ要スルニ犯則ヲ未然ニ防止セントスルヲ根本精神トス、然ルニ繁瑣ノ手續ニ是レ汲々トシテ形式ニ是レ流レ、此ノ精神ヲ没却セハ多數ノ人員経費ヲ無意味ニ費消シ去リ、千百ノ検査監督モ勞シテ些ノ実益ナキニ終

ルノミナラス、当事者ハ自然形式ノ整成ニ拘泥スルニ至リ、惹テ税務官吏ノ威信ヲ失墜シ、最モ厳正ナルヘキ間税法令ノ精神ハ終ニ空文徒法ニ終フントス。是レ今般酒造検査方法ヲ改正シタル所以ナリ、諸君ハ須ラク此ノ改正ノ趣旨ノ存スル所ヲ体得シ、之ヲ有意義ニ執行ゼンコトニ努メ、而モ税法ノ厳禁ヲ犯シテ犯則ヲ敢テスルモノアラハ、断乎トシテ之ヲ处罚スルニ躊躇スルコトナカ「ラ」シコトヲ要望シテ止マス。

### 三 間税ノ地位

間税事務ノ地位ハ頻年課税物件ノ増加ト共ニ益々其ノ重要ノ度ヲ加ヘ來リ、其ノ国税徵收額ノ多少、定員配置ノ関係ヨリ觀テ直税ノ執行ニ一步ヲ譲ルモノニ非ス。税務執行上ニ於ケル直税ト間税ハ、恰モ車ノ両輪ノ如ク鳥ノ両翼ノ如ク決シテ輕重ノ差ヲ付スヘキニ非ス。然ルニ各署ノ実況ヲ顧ミルニ、往々ニシテ直税事務ニ没頭シ間税事務ハ千扁一律ノ形式的検査ニ満足シ、進ンテ積極的行政ヲ執ラントスル傾向ナキ力如キハ、惟フニ所得税營業税ノ調査ハ被税者ノ多数ナルト、法令上調査会ノ設置アリテ之カ折衝ニ多大ノ苦心ヲ要スルニ反シ、間税事務ノ執行ハ直接納税者ハ僅少ノ製造業者ニ限定セラレ、其事務ハ大部分外部事務ニ属スルカ為、直接交渉ヲ要スルコト鮮ナキハ蓋シ其ノ主因タルヘシト雖、税務署管内ニ於ケル正業者ヲ保護シ課税物件ノ発達ヲ助長シ、兼テ地方ノ産業ヲ指導誘掖スルノ方法ニ至リテハ、行政上幾多ノ手段方法ヲ必要トシ各署ノ積極施設ニ待ツヘキモノ決シテ尠カラス。間税ノ当務者ハ宜シク其ノ地位ノ重要ナルニ鑑ミ、研究努力以テ法令ノ精神ノ徹底ニ勉ムルト共ニ、誘掖指導宜シキヲ制シ、以テ成績ノ挙揚ヲ計ラサルヘカラス。

### 四 間税ノ刷新

間税事務執行ノ情況ヲ顧ミルニ、課税物件ニ対スル検査監督ハ十年一日ノ如ク何等新規取締ノ見ルヘキモノナキノミナラス、間税官吏ノ気分緊張ヲ欠キ消極的活動ニ甘ンスルカ如キハ甚タ遺憾トスルトコロナリ、惟フニ間税ニ閑

スル諸法令ハ制定以来甚タシキ改正ナク取締方法亦既ニ一定シ改善研究ノ余地ナキニ依ルヘシト雖、当局ノ現情ヨリ之ヲ看ルニ、時代ノ趨勢ト共ニ進ンテ積極的施設ヲ要スヘキモノ尠カラサルカ如シ、検査方法ノ改善、製造及販売業者ノ取締、組合ノ活動ノ促進、犯則ノ予防及監視方法ノ刷新等、数ヘ米レハ十指ヲ届スルモ尚且及ハサラントス、是レ今回特ニ内訓第二十三号ヲ以テ間税事務刷新ニ関スル根本方針ノ宣明セラレタル所以ナリ。諸君ハ余ノ抱懷スル根本精神ヲ体得シ、間税百般ノ事務ニ亘リテ心神ヲ新ニシ、旧ヲ去リ新ニ就キ、積極進取ノ大方針ニ則リ從来ノ隋氣ヲ根本的ニ一掃スルノ覺悟ヲ要ス。

### 五 署ノ自發的活動

稅務ノ執行ハ各署ハ主ニシテ局ハ從ナリ、租稅ノ賦課徵収ノ全責任ハ各署ニ在リテ、本局ハ唯ニ是レカ指導監督ノ任ヲ負フニ過ギサルコトハ、曩ニ署長會議ノ際之ヲ宣明シタルトコロ、要スルニ本局ハ各署ノ不備不満トスル所ヲ補足シ、各署ヲ指導統一スルヲ職務ノニシテ、徒ラニ署務ニ干渉シ過当ノ援助ヲ与フルコトヲ目的トスルモノニ在ラス。局ノ監督ハ指導啓發ニアリテ各署ノ過誤欠点ノ剔発ヲ能事トスルモノニ非ス、故ニ各署ニ在リテハ此ノ趣旨ニ遵ヒ本局ノ指導ニ頼ラス自ラ積極的活動ヲ企画シ、独立自主ノ精神ヲ以テ管内稅務ノ改善ヲ期図セサルヘカラス。其ノ徒ラニ戰々拘々トシテ過誤ナカランコトヲ是レ惧レ、消極的ニ無為ヲ貪ラントスルカ如キハ余ノ断シテ与セサル所ナリ、須ラク時代ト共ニ職務ノ執行ヲ改善シ依テ以テ間税事務ノ挙揚ヲ策スヘシ。

### 六 能率增進策

頻年課稅物件ノ増加ニ伴ヒ検査監督亦漸次複雜ヲ加ヘ來レルニ不拘、間税ノ犯則漸ク其ノ跡ヲ絶タントセルニ至リタルハ、主トシテ諸君努力ノ結果ニシテ、其ノ労ヲ多トスル所ナルモ、近時一般ニ間税官吏ノ能率時代ノ進歩ニ伴ハサルノ世評ヲ耳ニスルコト屢々ナルハ甚タ遺憾トスル所ナリ。蓋シ世運ノ進歩ニ伴ヒ平常ノ事務輒湊シ来ル為、

限リアル定員ト経費ヲ以テ之ヲ処理シ尽シ能ハサル場合アルヘキハ想像スルニ難カラサルモ、近年吏員ノ交替頻繁ニシテ比較的新進者ノ多キモ亦其ノ一因ナラストセス。故ニ諸君ハ能率増進ノ方法トシテ間税関係法令ノ研究ニ勉ムヘキハ勿論、事務簡捷ノ方法ヲ攻究シ、苟モ時代ノ趨勢ニ順応セサルモノアラハ之ヲ改廃スルニ躊躇スルコトナク、又一面新入者ノ養成訓練ニ力ヲ注キ、速力ニ自主的活動ヲナサシムルノ必要アリ。是レ今般新任者養成規程ヲ制定シ其ノ拠ル所ヲ知ラシメントシタル所以ナリ。各署ハ須ラク此ノ精神ニ則リ各員協力以テ署務執行上万遺算ナカラシコトヲ期セヨ。

### 七 計画樹立ノ必要

事務ノ処理ハ、予メ一定ノ方針及計画ヲ樹立シ是レニ依テ一年間ノ職務ヲ遂行スルノ必要ナルコトハ、余ノ屢次訓示シタル所ナルモ、各署間税事務執行ノ状況ヲ窺フニ全然一定方針ノ確定セサルノミナラス、其ノ取締計画ノ如キハ唯人員ト経費ノ範囲内ニ於テ前年実績ヲ参照シ之ヲ本局ニ報告スルニ過キシテ、管内営業者ノ現況如何及組合指導方針ニ至リテハ、全ク無意味ニ之ヲ看過シ去ルモノ多キハ甚々遺憾トスル所ナリ。是レ今般特ニ酒造取締ニ閑シ臨時検査執行予定計画ヲ徵スルコトハシ、余ノ根本方針ノ遂行ニ資セントシタル所以ナリ。諸君ハ酒造以外ノ各税ニ付テモ亦平素監督監視ノ予定計画ヲ樹テ、最モ有意義ニ事務ノ処理ヲ行ハシコトヲ期セサルヘカラス、余力平素事務ノ執行ハ実益主義ニ則ルヘシト云フハ則チ此ノ点ニアリ、深ク留意スルコトヲ要ス。

### 八 稅務ノ民衆化

税務ノ民衆化ナル詞ハ、余ノ夙ニ高唱スル所ナルモ、其ノ趣旨トスルトコロ、税法ノ精神ヲ一般民衆ニ理解セシメ、民衆ニ接スルニ官権的威力ヲ除去シ、国民ト俱ニ國務ノ擧揚ヲ図ラントスルニ外ナラシシテ、要スルニ時代ノ思想ヲ税務ノ執行ニ善用スルヲ根本ノ精神トス。從来税務ニ闕スル非難攻撃ハ主トシテ民衆側ニ於ケル税法ノ一知半解

ニ起因セサレハ、税務官吏ノ民衆ニ接スル態度ノ驕慢不礼ナルニ基クモノ多キカ如シ。殊ニ間税官吏ハ平素少数ノ納税者ニ臨ムニ権力關係ヲ以テスルカ故ニ、不知不識ノ間ニ自ラ官権的態度ニ陥リ、時代ノ進歩ニ対応セサル傾向ナキヲ保セス、加之現今ノ財務ハ政府及国民ノ共ニ俱ニ協力一致シテ国家及国民ノ富強ヲ策セサルヘカラサル時ニ際ス、是余カ税務官吏カ依然トシテ旧態ヲ改メス、慣例ニ則リ時代ノ進歩ヲ了解セサル者アルヲ覚醒セントシタル所以ナリ。然ルニ民衆化ナル語ニ捕ハレ若クハ之ヲ曲解シ徒ラニ当業者ノ鼻息ヲ窺ヒ、或ハ消極主義ニ流レ当然ノ職務行為タル検査監督ヲモ輕視スルカ如キハ誤解モ亦甚タシ。要ハ税務官吏ノ態度及職務ノ執行ハ須ラク旧時ノ慣行ヲ打破シ時代ノ趨勢ニ順応セヨト云フニ在リ、文字ノ為其ノ意義ヲ愆ルナカラノコトヲ期セヨ。

### 九 綱紀肅正

綱紀ノ嚴正ナラサルヘカラサルハ今更絮説ヲ要セサル所ナルモ、近來官紀漸ク弛廢シ来リ、官公吏ハ平素社会ノ上位ニ立チ、身ヲ持スル儉素、職ヲ奉スル忠順以テ範ヲ一般民衆ニ示シ、以テ世道人心ヲ指導セサルヘカラサルニ拘ラス、徒フニ時代ノ惡風ニ翻弄セラレ、或ハ奢侈ニ走リ忠誠ヲ欠クカ如クンハ、余ハ断然之ヲ処罰シテ一般人心ノ肅正ヲ図ラサルヘカラス。信賞必罰ヲ明カニシ人心ノ荒廢ヲ未然ニ防止シ、以テ税務ノ刷新ヲ期スルハ余ノ人事ニ関スル根本方針ナリ。諸君ノ如キ苟モ一部ニ長タルモノハ平素自ラ熱誠職務ニ殉スヘキハ勿論、下僚ヲ卒牛テ苟モ他ノ爪弾ヲ招クコトナカラシヲ要ス。

### 十 間税官吏ノ修養

終リニ一言スヘキハ間税官吏ノ修養是レナリ、税務官吏ノ職務ハ之ヲ他官序ニ比較スルトキハ最モ細密周到ヲ要シ、逐年課税物件ノ増加ニ伴ヒ執務ノ繁劇ナル他ニ其ノ例ヲ見ス、而モ激励刻苦能ク其ノ任ヲ果シ、民衆ニ怨嗟ノ声ヲ耳ニセサルモノ誠ニ驚嘆ニ値スルモノアリト雖、是レカ為各自ノ修養ヲ怠リ時代ノ変遷ヲ理解セス、終ニ活社会ノ

落伍者トナルナキヤハ余ノ最モ痛心スル所ナリ。就中間税官吏ハ夙夜間税物件ニ対スル外部的執務ニ忙殺セラル、為、往々社会的常識ノ修養ヲ忘却シ、終ニ器械的不具者ニ終ルナキヲ保セス、凡ソ有能ノ士ハ万般ノ事務行ク所トシテ可ナラサル所ナキハ、素ヨリ天稟ノ材能然ラシムル所ナルヘキモ、主トシテ職務ニ忠実熱心ニシテ研究修養ノ功ヲ積ミタル結果ニ外ナラス。各位ハ税務官吏トシテ間税ニ関スル職務以外、税務常識ヲ知得スヘキハ勿論、一般社会ノ現象ニ意ヲ注キ、間税官吏タルノ故ヲ以テ所謂非常識者タルノ誹ヲ招クコトナカラニコトヲ期セサルヘカラス、今日ノ社会ハ失職者ノ多キニ苦ムヨリハ有能有徳者ノ鮮ナキヲ嘆シツ、アリ、修養研究ノ効ハ独リ国家ノ利益タルノミナラス、亦各個人ノ利益ナリ、日常意ヲ此ノ点ニ注キ以テ他日ノ發展ニ備ヘンコトヲ期セヨ。

### 内訓第二三号

#### 税務署

今ヤ時勢ハ駿々トシテ日ニ月ニ進ミ、税務ノ執行亦時代ノ進運ニ伴ヒ革新ヲ要スヘキモノ尠ナカラサルハ論ヲ俟タス、顧ルニ間税ノ検査監督ハ多年依然トシテ旧慣ニ捉ハレ、改善進歩ノ跡観ルヘキモノ甚々鮮ナキノミナラス、事務ノ執行モスレハ形式ニ流レ器械的ニ走リ、實質的検査監督ヲ疎スル如キ傾向アルハ、惟フニ歐州大戦以来時代思潮ノ影響ヲ被リ、当該官吏ニ精神的執務ノ美風薄ラキタルト、直税ニ閔スル諸法規カ近來改修頻繁ナル為、自然直税事務ニノミ没頭シ間税事務ヲ輕視スルノ嫌アリシニ起因スヘシト雖、斯ノ如クシテ荏苒年月ヲ経過セハ、法令ノ定ムル検査監督ヲシテ遂ニ所期ノ目的ヲ達成シ能サルノミナラス、惹テ税務官吏ノ威信ヲ失墜スルニ至ルヤ必セリ、須ラク積極的施設ヲ試ミ當該官吏ノ気分ヲ緊張セシメ、間税事務ノ革新的氣運ヲ促進スルハ刻下ノ最大急務ナリト信ス、此ヲ以テ本局ニ於テハ從来ノ慣行ニ稽ヘ當業者ノ現況ト時代ノ趨勢ニ鑑ミ、慎重審議ノ上左記事項ノ如キハ最モ緊急ヲ要ス

ル施設改善事項タルヲ認メタリ、各署ハ宜シク当局方針ノ存スル所ヲ体得シ、該方針ノ徹底ニ勵ムルハ勿論、更ニ進ンテ積極的施設ヲ考案シ、以テ間税事務ノ刷新拡揚ニ努ムヘシ

大正十年十一月二十九日

名古屋税務監督局長 篠崎 昇園

左記

一 間税官吏ノ執務上ノ訓練並課税物件ニ対スル智識ノ養成ニ関シテハ、各署ニ於テモ夫々施設ヲ試ミツ、アルヘシト雖、往々之ヲ等閑ニ付スルカ如キ傾向ナキニアラス、特ニ近年署員ノ異動頻繁ニシテ新任者モ亦尠ナカラサルニヨリ、之カ指導養成ニ就テハ適切ナル方法ヲ講シ執務能率ノ増進ヲ図ラサルヘカラス、之カ目的ノ達成ヲ期スル為新任官吏指導規程ヲ制定セリ、各署ニ於テハ必ス之ヲ励行シ、所期ノ目的ニ副ハシコトヲ期スヘシ

二 間税事務ノ刷新ヲ圖ルヘク近ク間税事務規程ノ根本的改正ヲ行フヘキ計画ナルヲ以テ、之カ改正上ニ関スル意見ハ別途通牒ニ基キ申報スヘシ

三 時勢ノ進運ニ伴ヒ間税ニ関スル事務其ノ他ノ事項ニ就キ施設改善ヲ要スヘキ事項尠ナカラスト認ム、各署ニ於テ之力施設又ハ改善ヲ企図シタル事項ニシテ適切ナルモノハ、広ク各署ノ参考ニ供スヘキ見込ナルニ依リ、将来該当事項アルトキハ速ニ其ノ事項ヲ詳貞シ申報スヘシ

四 事務執行上ニ於ケル成績ノ挙否ハ計画ノ良否ニ基クヘキモノナルニヨリ、毎年度ノ初メニ於テ其ノ年度内ニ執行スヘキ事務計画ヲ立て、其ノ要領ヲ申報シ年度終了後其ノ実績ヲ申報スヘシ、年度ノ中途ニ於テ之ヲ変更シタルトキ亦同シ

五 酒類製造者ノ営業状態ニ適心セル検査監督ヲ執行スルト同時ニ、一面営業者ヲ指導誘掖シテ他日ニ於ケル向上発展ノ素ヲ作ラシムルハ最モ必要トスル所ナルモ、從来監視等級ノ定メ方各署区々ニ涉り殆ント統一シ難キ実況ニ陥

レリ、素ヨリ正否ノ区分ヲ一律ノ下ニ定ムルカ如キハ不可能事ナルヘキモ、本年度ハ大体左記ノ標準ニ依リ正否ノ区分ヲ最モ厳正ニ選択シ之ヲ改定スヘシ、若シ之ニ依リ難キ事情アルトキハ、各製造場別ニ其ノ事由ヲ具シ稟申スルコトヲ要ス

甲 種	総製造場ノ 十分ノ三内外
乙 種	同 十分ノ五内外
丙 種	同 十分ノ二内外

六 酒使用検査ハ甲種製造場ニ対シテハ從来ノ如ク之ヲ省略シ、乙種及丙種製造場ニ対シテハ當業者ヲシテ経過簿ヲ設備シ、留掛後日々ノ温度及空積深等ノ経過ヲ記載スヘク懲懲シ、之ヲ正確ニ記載セル製造場ニ対シテハ、本年六月十四日付間第四五六号通牒第一項ニ依リ臨検ノ序ヲ以テ検査ヲ与ヘ、酒糟ハ製成季節中之ヲ開封シ置キ、又検査簿ニ掲記スヘキ石数ハ経過簿ニ依リ使用直前ノ空積深ニ依リ算出スヘシ、但シ甲種製造場ニ対シテモ経過簿ハ之ヲ設備セシムルコトヲ要ス

七 酒造業者ニ対スル検査監督執行ノ程度ハ大体監視等級ノ区分ニ依リ執行スヘキハ勿論ナルモ、從来各署ニ於ケル実蹟ヲ通観スルニ、多クハ監視等級ヲ無視シ巡回ノ便否、道路ノ難易、事務ノ繁閑等ニ依リ厚薄アルモノ、如シ、元來臨時検査執行ノ要締ハ所謂機ニ臨ミ変ニ応スルコトヲ要スルハ勿論ナルモ、各製造場毎ニ最モ適當ナル予定期數ヲ定ムルコトモ亦必要ナリト認ムルニヨリ、別途訓令ノ定ムル所ニ依リ予メ臨時検査執行予定計画ヲ定メ、有効適切ナル検査監督ヲ執行スルコトニ努ムヘシ

八 講臨時検査ノ形式ニ流ル、ハ各署ノ通弊ナルヲ以テ、徒ラニ検査度数ノ多カラムヨリハ、仕込即時又ハ泡中等適当ノ時機ヲ捉ヘ適実ナル検査ヲ執行シ取締ノ実効ヲ奏スルコトニ努メ、且當業者ノ設備シタル経過簿記載事項ノ正

否ヲ確ムヘシ

九 酒造業者ニ対スル臨時検査執行ノ目的ハ犯則ヲ未前ニ防止シ、事後ニ之ヲ検挙スルニアルヲ以テ、各其ノ手段方法ニ適応シタル有効適切ナル検査、監視ヲ執行セサルヘカラサルニヨリ、本局ニ於テハ酒造税ニ觸スル犯則ノ手段方法ヲ基礎トシテ、有効ト認ムル検査取締ノ方法ヲ網羅シ別途配付スヘキニヨリ、各署ニ於テハ之ヲ参照シ適當ナル方法ヲ研究シ臨機応変ノ处置ヲ採ルヘシ

一〇 酒造季節中ハ酒造税ノ検査監視ニ意ヲ注クヘキハ勿論ナルモ、専ラ酒造税ニノミ熱中シ他税目ニ対スル取締ヲ閑却シ、余力ニ任せ比較的効果ノ乏シキ検査ヲモ頻繁ニ執行スルカ如キハ大ニ考慮ヲ要スヘキ事項ナルニヨリ、仮令酒造季節中ト雖、問税一般ノ取締ニ著目シ織物、醤油、印紙其ノ他各税ノ取締ヲモ忽ニセサルコトニ努ムヘシ  
一一 課長又ハ高級者ハ内務ニ託シテ出張時刻ヲ遅ラシ、又遠隔地ニ出張ノ回数少ナキハ各署ノ通弊ナルカ如シ、是等ハ宜シク内部事務ノ分掌ヲ考量シ適実ナル方法ヲ講シ、課長及高級者ヲシテ卒先範ヲ示スノ覺悟ヲ以テ執務セシムヘシ

訓令第九五号

税務署

新任間税官吏指導規程左ノ通相定メ、即日之ヲ施行ス

大正十年十二月一日

名古屋税務監督局長 篠崎 昇四

新任間税官吏指導規程

第一条 新任間税官吏ノ指導ハ署長、間税課長、又ハ特ニ命セラレタル指導員之ヲ行フヘシ

第二条 指導ハ新任者ニ対シ主トシテ間税ノ実務ニ関スル智識ヲ養成シ、執務能力ノ増進ヲ図ルヲ以テ目的トス

第三条 指導ヲ分テ内部指導及外部指導ノ二トス

- 一 内部ニ於ケル指導ハ間税ニ関スル法令及諸規程ノ運用方ヲ会得セシメ、且執務ヲ練習セシムルモノトス
- 二 外部指導ハ製造場、査定場又ハ課税物件ノ所在ニ就キ、検査又ハ査定ノ意義、目的及方法ヲ会得セシムルモノトス

第四条 内部指導ハ左ノ各号ニ依リ之ヲ行フヘシ

- 一 容器、容量検定簿及査定箋ニ依リ石数ノ算出ヲ練習セシムルコト
- 二 速算ヲ練習セシムルコト
- 三 織物課税標準価格表編成ノ方法ヲ説明シ、且織物見本帳等ニ依リ其ノ適用方ヲ習得セシムルコト
- 四 間税三関スル法令及之力運用方ヲ、間税事務講義稿本、間税検査参考書及其他ノ参考書ヲ参照シ示教スルコト

五 間税事務規程ヲ逐条ニ涉リ示教スルコト

六 官吏服務規律及執務上ノ心得、其ノ他精神的講話ヲ為スコト

前項第六号ノ講話ハ署長自ラ是レニ当ルヘシ

- 第五条 外部指導ハ間税課長又ハ指導員ト同行セシメ、実地ニ就キ左ノ事項ヲ習得セシムヘシ
  - 一 酒造用容器々具、器械ノ名称及用法
  - 二 桶、甕、タンク、酒槽、釜ノ容量測度方法及掛袋ノ容積検定方法

- 三 麴、酒母、醪ノ製造操作及酒類製成操作ノ大要
- 四 酒類製造場ノ検査、器具、器械ノ検定、酒母ノ検査及承認、醪ノ検査及承認、酒類ノ査定、原料米、酒母及醪ノ臨時検査、酒類製成検査、現在酒検査等ノ執行方法
- 五 醬油・生引溜、ニーラ溜、素引溜製造操作ノ大要
- 六 諸味・溜ノ査定、諸味・溜モロミノ仕込及臨時検査、査定済諸味ノ臨時検査、醤油・溜藏出及壳上高検査等ノ執行方法
- 七 各種織物ノ組織甄別方法
- 八 織物査定ノ方法、及査定上注意ヲ要スヘキ事項
- 九 織物税監視執行ノ方法
- 一〇 以上ノ外、各税検査監視執行ノ方法
- 一一 檢査簿及査定簿処理ノ方法
- 第六条 外部指導ハ一日八時間以上勤務セシムヘシ
- 第七条 指導ノ事蹟ハ新任間税官吏指導事蹟簿ニ（様式第一号）登録シ、署長以外ノ指導員ニ於テ指導シタルトキハ署長ノ査閱ニ供スヘシ
- 第八条 指導ハ開始後三十日間以内ニ於テ之ヲ終了スヘシ
- 第九条 署長ハ指導ヲ終リタルトキ試験ヲ執行シ、習得ノ程度及将来間税官吏トシテ適否ノ意見（様式第二号）ヲ付シ速ニ申報スヘシ
- 第十条 酒造季節以外ノ新任者ニ対シテハ、酒造ニ関スル外部指導ハ酒造ノ季節ヲ待チ之ヲ行フヘシ、此ノ場合ニ於

テモ第七条及第九条ヲ準用ス

第十一條 署長ハ新任者ニアラサルモ、特ニ必要アリト認ムル者アルトキハ本規程ニ準シ指導ヲ行フヘシ

〔様式は省略〕

138 大正11年4月 局長会議における大蔵大臣訓示

(平12 名古屋 279)

高橋 「是清」 大蔵大臣訓示（大正十一年四月十日、税務監督局長会議ニ於テ）

本日ヨリ税務監督局長会議ヲ開クコトニナリマシタニ付テハ、税務行政ニ関シ一言所思ヲ述ヘテ置キタイト思ヒマス  
租税ノ徵収ニ付テハ苟モ法ヲ枉クル如キコトアリテハナリマセヌカ、税務官吏ノ査定範囲ニ属スル事項ニ付テハ、経  
済界ノ情勢ニ鑑ミ、納稅者ノ実情ヲ察シ、能ク其ノ負担力ニ適応セシムルコトヲ期セナケレハナリマセン、就中都鄙  
ニ依リ又ハ大小納稅者ニ從テ、其ノ間寛嚴輕重ノ差アルカ如キコトナキヲ要スル次第テアリマス

税務官署ハ本省ノ統轄スル所テアリマスケレトモ、税務行政ノ執行ニ付テハ他官衙又ハ公共團体ト關係ヲ有スルコト  
カ多々アリマス、従テ局、署長ハ外部トノ接觸ニ付常ニ注意ヲ払ヒ、能ク意思ノ疎通ヲ図ルコトニ努ムヘキハ勿論、  
又一般納稅者ニ對シテモ最モ懇切叮嚀ニ應対シ、若シ課稅上ノ問題等起リタル場合ニハ、徹底的ニ之ヲ説明シ十分其  
ノ諒解ヲ得セシムルコトカ必要テアリマス

一昨年所得稅ハ大改正ヲ加ヘラレ、法人ニ付テハ同年ヨリ施行セラレタルモ、個人ノ所得稅ニ付テハ昨年分ヨリ完全  
ニ施行セラルルコトトナリマシタ、而シテ其ノ改正ノ最モ主ナル点ハ会社ノ配当ヲ綜合課稅スルコトト、老幼等ノ扶

養費ニ対スル減税等ニアリマス、此等ハ言フニ易ケレトモ、執行上夥シキ手数ヲ要スルモノニアリマシテ、其ノ実行上ノ成績如何ト繕ニ苦慮シテ居リマシタカ、大体ニ於テ好成績ヲ得、実行可能ナルコトヲ証拠立テマシタノハ満足ニ存シマス、此ノ点ニ閲シテハ諸君ノ勞ヲ多トスル次第ニアリマス、併シナカラ翻テ其ノ内容ヲ仔細ニ観察スレハ、多少ノ違算誤謬等モアツタ様認メラレマス、之ハ施行ノ初年ニテ準備力十分出来サリシト、従事員力克ク慣熟セサリシ為テアツタラウト思ハレマスカ、本年ハ營業税ノ調査決定モ約一箇月繰上ケ、其ノ結果所得税ノ調査ニ相当ノ期間ヲ与フルコトニ致シマシタカラ、今ヨリ十分ニ準備シ且又克ク部下ヲ訓練シ、聊モ遺憾ナキ様努力セラレムコトヲ望ミマス

最近酒造税ハ改正セラレテ酒類ノ浮引貯蔵減量ハ増加セラレ、又織物税モ改正セラレテ織物組合ニ対スル交付金モ増加セラレマシタ、右両税ノ改正ハ勿論事實ニ適応セシムル為テハアリマスケレトモ、成ルヘク此ノ機会ニ於テ夫々事業ノ改善発達ニ仕向ケシムル様、注意又ハ指導セラレムコトヲ望ミマス、尚信託法ノ制定並取引所法ノ改正ニ伴ヒ、之ニ関係スル税法ノ改正カアリマス、其ノ施行期ハ未定テアリマスカ、今ヨリ十分研究シ置キ、其ノ施行ノ暁ニ於テ遺漏ナキ様努メラレムコトヲ望ミマス、尚其ノ他会計法及国有財産法ハ本年四月一日ヨリ施行セラレ、国有財産ニ関スル事務ハ新ニ税務官署ニ於テ管掌スルコトナリマシタ、右ニ付テハ別ニ主任官ノ打合会ヲ開キテ、本省主任官ヨリ十分説明シ不明ノ点ハ篤ト質疑応答ヲ尽サシメ、又其取扱上一致ヲ期スル為打合モ為サシメマシタカラ、相當諒解セルモノトハ認メマスケレトモ、何分複雜ナル法規テアルノミナラス、殊ニ国有財産ニ付テハ本年ハ其ノ引継引受並之力調査ニ關スル臨時事務モ相當繁多テアリマシヤウカラ、諸君ニ於テモ篤ト研究ノ上部下ニ対シ相当指示監督シテ、其ノ執行上遺算ナキ様尽力セラレムコトヲ望ミマス

最後ニ特ニ注意スヘキコトハ、税務官吏ノ能率増進ト官紀ノ振肅トテアリマス、昨年モ申シマシタ通り税務官吏ノ能

率如何ハ、事務ノ擧否ニ至大ノ關係ヲ有スルコトハ申スマテモアリマゼン、故ニ其ノ採用ノ場合ハ、其ノ技能ハ勿論其ノ人格並常識ヲ考查シ、尚其ノ後ノ養成訓練ニ付テモ特ニ此ノ点ニ注意セラレンコトヲ望ミマス、又官紀ノ振肅二付テハ毎回申述フル所テアリマスカ、苟モ官吏ニシテ浣職不正ノ行為アラムカ、其ノ影響スル所甚大ニシテ実ニ寒心ニ堪ヘサル次第アリマス、諸君ハ常ニ部下ノ官吏ノ人物性行等ヲ察察シ禍ヲ未然ニ防カルヘク、若シ不幸ニシテ非違アラハ仮借スル所ナク之ヲ処断シ、以テ他ヲ警戒スルコトカ必要テアリマス、尚地方ニ在リテハ赴任転任其ノ他ノ機会ニ於テ、地方民ヨリ官吏ニ対シ物品ノ贈与饗應等ノ行ハルルコトモアルヤウテアリマス、是等ハ多年ノ慣習ニ出テ別段咎ムヘキ動機ニ基クモノテナイ場合モアリマシヤウカ、然シ是等ノコトカ延テハ種々弊害ヲ釀ス源トモナルモノテアリマスカラ、斯クノ如キ慣行ハ努メテ之ヲ矯正シ官紀ノ肅正ヲ期スルニ遺憾ナカラムコトヲ切望スル次第アリマス

(平18 大阪 245)

139 大正11年5月 署長會議諮詢事項説明書

職第五号

大正十一年五月八日

熊本稅務監督局

稅務署長殿

稅務署長會議諮詢事項ニ対スル答申ハ、其ノ要項ヲ書面ニ記載シ會議前三提出セラルヘシ

大正十一年五月稅務署長會議諮詢事項說明書

(一) 直稅事務改善ニ関スル意見如何

〔説明〕

直稅事務ハ社會ノ進運ニ從ヒ日ヲ逐ヒ複雜ヲ告クルニ至リ、賦課物件ノ調査ハ益々困難ヲ感スルモ、限りアル定期ヲ以テ是等際限ナキ事項ヲ処弁シ、以テ負担ノ衡平ヲ期セサルヘカラサル実況ナルカ故ニ、之力対策ニ就キ痛切ニ考慮ヲ要スモノアリ、即チ大要左ノ各項ニ分類シテ詳細意見ヲ聽カムトス

(一) 合法的脱税ノ状況　之ニ対スル法律上並施行上ノ対策、主トシテ第一種所得税ニ於テ注目スヘキモノアルカ如ク、各署ノ実況並之力対応策ヲ聽カムトス

(二) 決定誤謬防止ノ対策　特ニ所得税營業税額決定後、其ノ決定事項ニ誤謬アルコトヲ發見シ、之力是正ヲ為シタル結果、既往ニ遡リ多額ノ不足税金ヲ追徴シ、又ハ多額ノ過納税金ヲ還付スルカ如キハ、稅務執行上ノ威信ニ関スルト共ニ、又事務ノ舉揚ヲ妨クルモノアリ、之力防止ニ対スル意見

(三) 地租事務、其ノ他取扱上ニ関スル意見

(二) 本年所得税調査ノ実況並ニ施設事項如何

〔説明〕

本年營業税ノ決定期ヲ繰上ケタルハ所得税調査ノ期間ヲ延長シ、以テ調査ノ徹底完璧ヲ期セムトスルニ在リ、且ツ改正所得税法ハ昨十年ヨリ全部ニ施行セラルルニ至リタリト雖、尚配当及賞与ノ所得ニ付テハ愈々本年ヨリ全年分ニ対シ課税スルニ至レリ、就テハ目下調査進捗ノ状況及前年調査ノ成績、並ニ前記ノ趣旨等ニ鑑ミ特ニ施設シ、又ハ施設セムトスル事項ニ關シ具体的の意見ヲ聽カムトス

### (三) 間税検査監督ノ改善刷新ニ関スル意見如何

#### 〔説明〕

間税検査監督ノ執行ハ多年ノ慣行ヲ襲踏セル状況ニ在リ、然ルニ産業ノ進運ニ隨ヒ間税物件ハ累年増進シツツアルニ、定員ノ配置ハ之ニ伴フヲ許ササル現況ニアリ、依テ現行ノ伝来的検査監督ニ関スル制度及之力執行上ノ施設ハ、外部ニ対スル直接執行方法タルト、内部ニ於ケル検査簿其ノ他ノ事務ニ関スルモノタルトヲ問ハス根本的革新ヲ加ヘ、一面ニ検査監督ノ効果ヲ適実顯著ナラシメ、他面ニ於テハ執務ノ簡便ヲ期スル要アリト認メラルニ依リ、左記各項ニ付キ最モ有効ニシテ適実ナリト認ムル施設ニ関スル意見ヲ具体的ニ聽カムトス

#### 一 造石税ニ関スル事項

#### 二 消費税ニ関スル事項

#### 三 其ノ他ノ各税ニ関スル事項

#### 四 関税ノ免除、払戻ニ関スル事項

#### (四) 納税成績ヲ良好ナラシムル方策如何

- (イ) 紳税督励ニ関シ将来採ルヘキ方針
- (ロ) 紳税組合普及ニ関スル施設如何
- (ハ) 其ノ他ノ事項

#### 〔説明〕

現下ノ納税成績ハ主トシテ納税督励ニヨリテ支持セルモノナルカ、元來現ニ実行シツツアル納税督励ハ人員経費等ノ関係ヨリスルモ永遠ニ続行スルヲ許ササルノミナラス、一面其ノ効果モ亦漸ク昔日ノ如クナラス、加之出張

徵収ノ端ヲ啓クカ如キ弊害サヘ釀生スルノ傾向ヲ呈シ来レルヲ以テ、實際之二代ルヘキ適切ナル方策ナキヤ、又之ヲ続行スルモノトセハ其ノ方法ニ就キ改善ヲ加フヘキ余地ナキヤニ関シ各署ノ意見ヲ徵シ、次ニ納稅組合ノ普及及ニ関シ從來採リ来リタル方法及其ノ実効、並ニ将来管内ノ事情ニ応シ一定ノ期間ニ於テ必ス全部ニ亘リテ普及セシムルノ方策如何ヲ聽キ、最後ニ納稅獎勵規程ノ普及、其ノ他納稅思想涵養ニ關スル方策等、其ノ他ニ就キ施為シ又ハ施為セムトスル事項ヲ聽カムトス

#### (五) 定員配置並ニ各課勤務兼掌ニ關スル状況意見如何

##### 「説明」

當局内各署ノ定員説明ハ各署ノ状況ニ鑑ミ之ヲ配置シタルモ、事務ノ複雜ト増加ニ対シテ俄ニ多大ノ増員ヲナスコトヲ得サルニ於テハ、猶其ノ緩急ヲ見計ラヒ相当按排シテ遺憾ナキヲ期スルノ要アルヘク、勤務ノ融通ニ關シテハ各課或ハ隣接稅務署事務ノ緩急ヲ見計ラヒ、更ニ尚ホ適切ナル融通兼務ノ計画ヲ樹ツル等ノ方法ヲ講スルノ必要モアルヘシ、一体ニ兼務ノ制ハ之ヲ利用スレハ事務ノ須要ニ応シ得ルト共ニ、兼務者ハ自然ニ他課事務ノ研究ヲ為シ得ルノ利益アレトモ、又一面ニ於テハ兼務事務ノ為ニ本務ノ責任觀念ヲ却シ、或ハ兼務課ニ於テハ自然兼務者ニ対シ雇ニテモ支弁シ得ル如キ輕易ナル事務ノミ担当セシムル等ノコトアレハ、自然一般署務ノ進捗上却テ弊害ヲ生スルノ憂ナキニモアラサルヘケレハ、本問ハ是等ニ對スル適切ナル意見ヲ聽カムトス